

新宿区の行政評価について

1 行政評価と総合計画・実行計画について

(1) 新宿区の行政評価制度

①制度の目的

区の施策・事業が、その目的に則して効果的・効率的に実施されているかどうかを客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすること。

また、行政評価を実施することで、具体的には、次の四つの事項を達成することを目指しています。

(1) 行政評価を活用した意思決定サイクルの確立

行政運営の意思決定サイクル（PDCA（※）サイクル）の下に、行政評価制度を組み込み、常に評価結果を施策と事業の見直しに反映していきます。（図1参照）

(2) 公共サービスのあり方を見直し・効率的な区政運営の実現

成果に対する厳正な評価を通じて、行政としての関与の妥当性を検証し、これからの公共サービスのあり方を見直すとともに、費用対効果に優れた効率的な区政運営を実現します。

(3) 説明責任の確保・透明性の向上

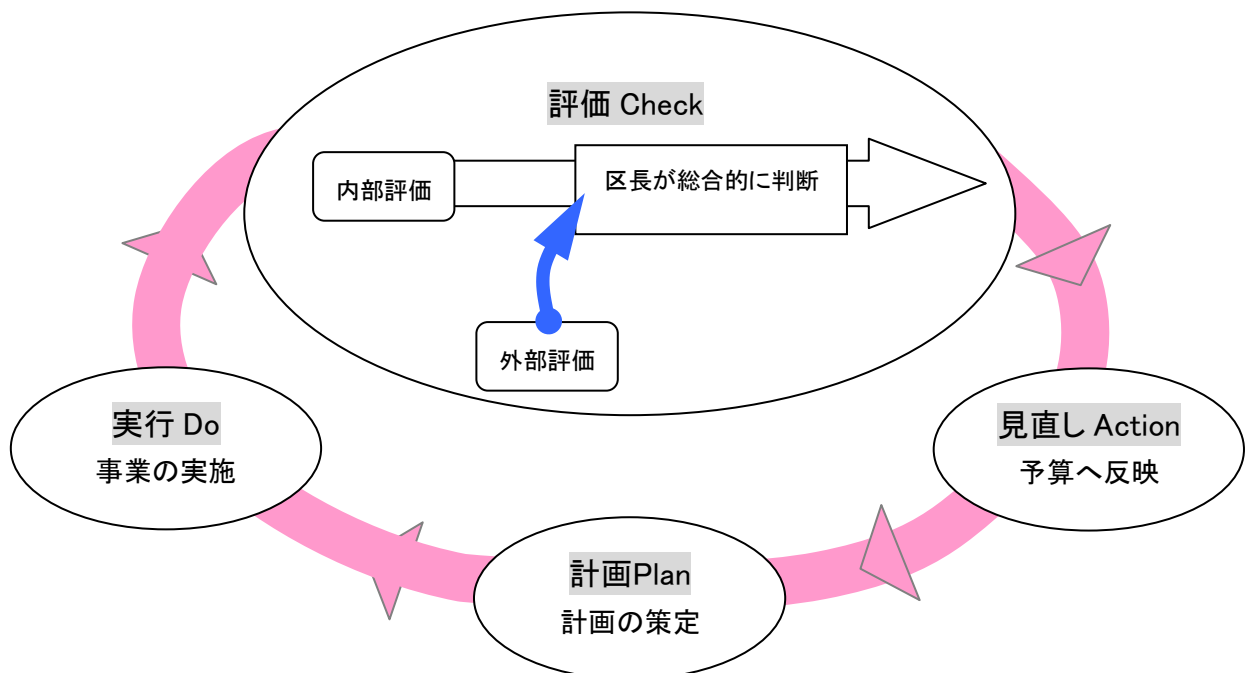
誰の目にもわかりやすい評価制度とし、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させます。

(4) 行政の体質改善

評価の過程を通じて、職員の意識改革と組織としての経営意識を涵養し、画一的・硬直的・閉鎖的・縦割りといわれる行政の体質改善を図ります。

※PDCA：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（見直し）

図1：行政運営の意思決定サイクルと行政評価の流れ



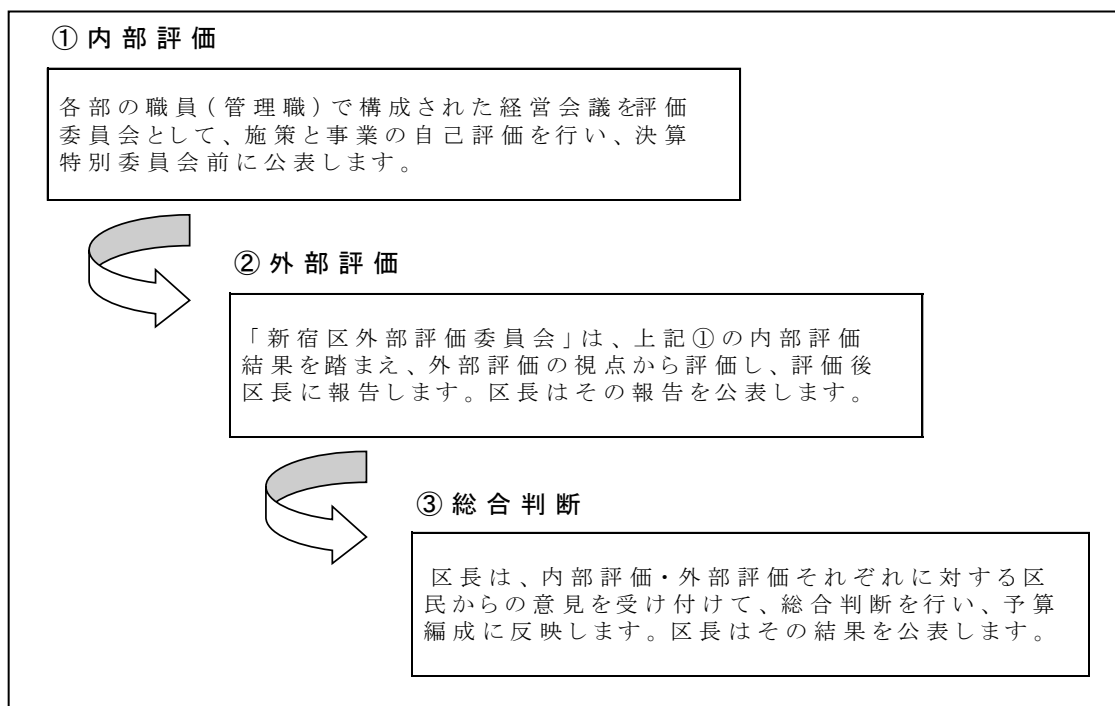
(2) 制度導入からの経過

- ・平成 11 年度：事務事業評価の試行
- ・平成 13 年度：施策評価・事業評価を実施。評価結果を新宿区後期基本計画・第三次実施計画の策定に反映。
- ・平成 19 年度：新宿区外部評価委員会を設置。
- ・平成 21 年度：20 年度からスタートした新宿区基本構想と新宿区総合計画の「個別目標」と、平成 23 年度までの 4 年間に計画的・優先的に推進していく、新宿区第一次実行計画の「計画事業」、及び「補助事業」の評価を実施。
- ・平成 22 年度：前年度同様「個別目標」、「計画事業」及び「補助事業」を評価。
「補助事業」は、19 年度から 21 年度の 3 年間を総合的に評価したうえで、今後の課題や改革方針を整理。
- ・平成 23 年度：「計画事業」の評価を実施。
また、新たに「経常事業」の評価を試行として実施。
(「個別目標」は実行計画終了の翌年度に、「補助事業」は、「計画事業」及び「経常事業」の評価を行う中で評価していくこととした。)

(3) 制度の概要

行政評価は、行政運営の意思決定サイクルの下に組み込まれています。(前頁図 1)
また、行政評価には、各部の経営会議からなる評価委員会が実施する「内部評価」と、外部評価委員会が実施する「外部評価」があります。行政評価全体の流れは、図 2 のとおりです。

図 2：行政評価全体の流れ



(4) 評価の対象

①総合計画・実行計画

冊子『新宿区基本構想 新宿区総合計画』、

『新宿区第一次実行計画』『新宿区第二次実行計画』参照

新宿区は、区民に最も身近な基礎自治体として、新宿区基本構想の「めざすまちの姿」の実現に向けて、「まちづくりの方向性」と「まちづくりを推進し、下支えする区政運営の方向性」を示すために、平成 20 年度からの新宿区総合計画（以下、「総合計画」という。）を策定しました。

基本構想は、新宿区が「めざすまちの姿」を実現するための、六つの「まちづくりの基本目標」と六つの「区政運営の基本姿勢」からなるまちづくりの基本指針です。（『新宿区基本構想 新宿区総合計画』13～20 ページ参照）

総合計画は、基本構想を受けた区の最上位計画であり、基本構想の「めざすまちの姿」の実現に向け、平成 29 年度までの 10 年間を計画期間として、まちづくりの方向性を明らかにした「まちづくり編」（同 23 ページ～）と、「区政運営の基本姿勢」を受け、「まちづくり編」を推進し、下支えする区政運営の方向性を示す「区政運営編」（同 33 ページ～）で構成されています。

また、総合計画は、平成 29 年度の目標を定めた「**個別目標**」と、基本的な考えに基づく基本施策からなっています。

この総合計画に基づき、多様化する区民ニーズに応え、区民生活が直面する様々な課題を解決するため、重点的に実施する事業について、総合計画の 10 年間で 3 つの期間に区切り、**実行計画**を策定することとしており、第一次実行計画は 20 年度～23 年度、第二次実行計画は 24 年度～27 年度、第三次実行計画は 28 年度～29 年度を計画期間としています。（**図 3 計画の構成、図 4 実行計画の期間参照**）

区では、行政評価制度を活用して、総合計画の策定以降、総合計画の「**個別目標**」と実行計画の「**計画事業**」を対象として、事業の進捗管理と効果・効率的運用が図られているかを検証してきました。

「**計画事業**」の評価は、個々の事業について、事業の意図する成果の達成度、目的・手段の妥当性や実施の効率性等といった観点から評価を行い、今後の方向性を見直しや改革方針を整理しています。

また、「**個別目標**」の評価は、計画事業の評価を行った後に、個別目標を構成する個々の計画事業の評価内容を分析的に捉えるとともに、個別目標の目的や方向性に対する達成度といった点からの評価を行い、今後の方向性を見直しや改革方針を整

理しています。

「個別目標」については、初年度である平成 20 年度及び 21 年度は評価を実施しましたが、以降は、計画事業の計画期間の終了した翌年度に評価を実施することとしています。

従って、平成 24 年度には、第一次実行計画終了年度である平成 23 年度分の評価を実施することになります。

図 3： 計画の構成

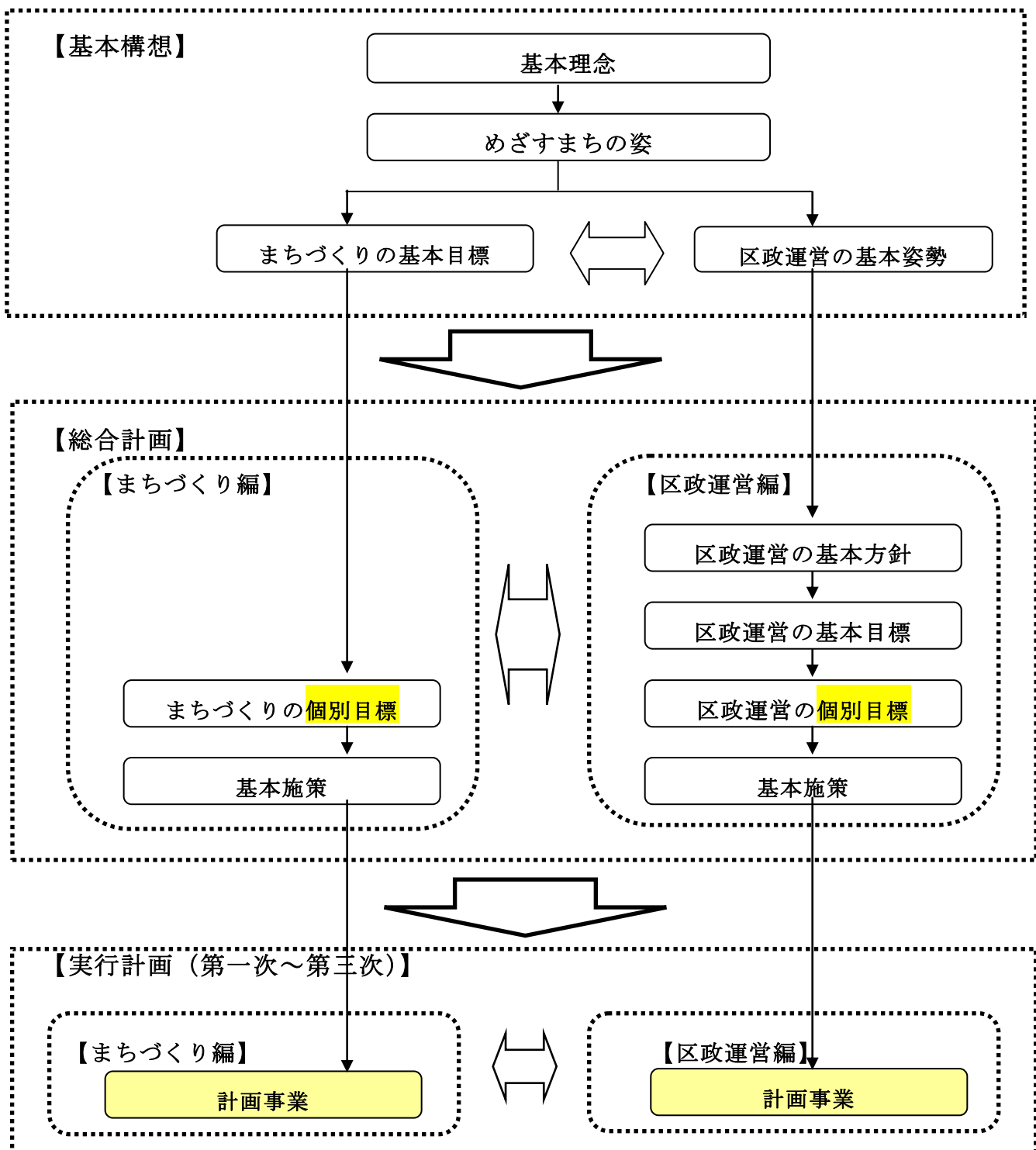
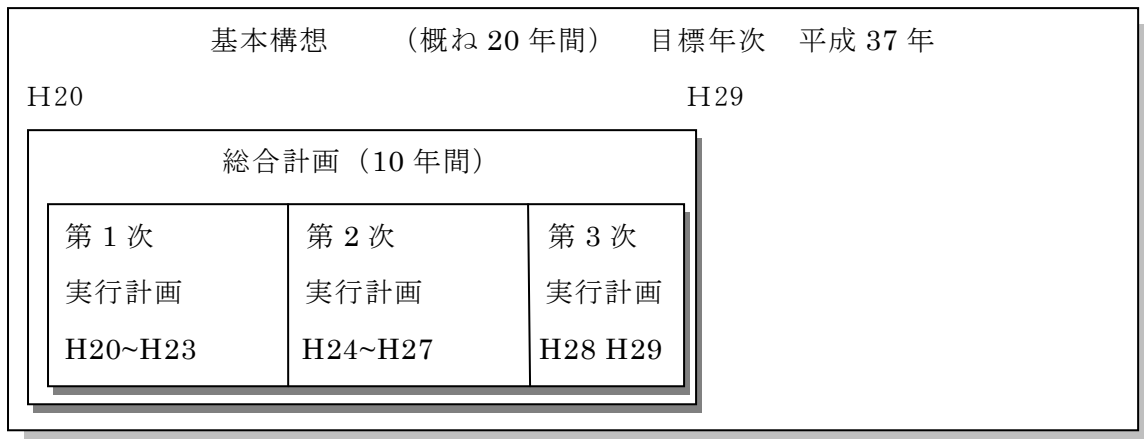


図 4 : 実行計画の期間

H20

H37



② 経常事業

区の事業のうち、「**計画事業**」以外の事業を「**経常事業**」と定義しています。

(冊子『第一次実行計画』157 ページ～、『第二次実行計画 141 ページ～』)

この施策体系上の経常事業数は、約 450 事業あります。

これまで行政評価は、①の総合計画及び実行計画の施策・事業（具体的には「**個別目標**」と「**計画事業**」）を対象としていました。

しかし、区民が真に必要とするサービスを効果的、効率的に提供していくため、経常事業についても、行政評価手法を活用して事業を検証し、その結果を事業の見直しに反映させることとしました。

経常事業評価の実施にあたっては、平成 22 年度に、評価の手法について外部評価委員会に諮問を行い、その答申（資料 7：答申「経常事業の評価手法について」）に基づき、平成 23 年度に試行を実施しました。

試行についても外部評価委員会で検証を行い、検証結果を報告されています。（資料 8 「経常事業評価(試行結果)について」）

経常事業の評価は、平成 24 年度からは本格実施となり、平成 27 年度までの 4 年間でひととおりの評価を実施することとなっています。

2 行政評価制度における外部評価の役割について

(資料2「新宿区外部評価委員会条例」参照)

(1) 委員会設置の経緯と役割

- ・平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置された。

(新宿区基本構想審議会答申(19年2月)における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受けての設置)

- ・外部評価委員会の役割：

①新宿区基本構想(冊子『新宿区基本構想 新宿区総合計画』15ページ参照)の「めざすまちの姿」の実現に向けて策定された、新宿区総合計画(20年度～。同冊子参照)及び新宿区第一次実行計画(冊子『新宿区第一次実行計画』参照)の進行管理を行うこと

(第一次実行計画は23年度で終了したため、引き続き第二次実行計画(24～27年度)の進行管理を行うこととなる。)

②区民の行政評価に対する参画の機会を確保することにより、行政評価の客観性及び透明性を高めること

(2) 所掌事務

◇外部評価を実施し、評価の結果を区長に報告すること。

◇その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 委員会の構成

◇学識経験者3名

◇公募による区民6名

◇区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

第一期においては、調査及び審議の効率的な運営を図るため、新宿区基本構想におけるまちづくりの基本目標ⁱに対応し、分野ごとに次の3つの部会を置いた。

第1部会：まちづくり・環境・みどり (基本目標Ⅳ、Ⅴ)

第2部会：福祉・子育て・教育・くらし (基本目標Ⅱ、Ⅲ)

第3部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業 (基本目標Ⅰ、Ⅵ)

ⁱ 冊子「新宿区基本構想 新宿区総合計画」(16ページ～)